



国部整建産許第217号  
平成27年12月25日

〒502-0912  
岐阜県岐阜市  
西島町3-9

HSSエンジニアリング(株)

代表取締役  
宮本 志郎 殿

中部地方整備局長 茅野 牧夫



特定  
建設業の許可について(通知)

平成27年 9月10日付けで申請のあった特定建設業については、

建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

なお、岐阜県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の  
規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添  
える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(特-27) 第 26055 号
許可の有効期間	平成27年12月25日から平成32年12月24日まで
建設業の種類	

土木工事業  
石工事業  
ほ装工事業  
塗装工事業  
水道施設工事業

とび・土工工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
造園工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成32年11月24日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)